

「台風の来襲等の場合における職員の労働及び休暇に関する申合せ」の取扱い
について

〔平成30年11月28日〕
校長 裁 定

- 1 前書き中「特段の場合」とは、校長の判断に基づき、特に必要と認められる寮業務、諸連絡、施設の保安、機能維持等に当たる場合をいう。
- 2 第1項第1号中「暴風雨又は集中豪雨等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 次の2つ以上の公共交通機関が佐世保市内全線で不通の場合
西肥バス
市営バス
JR佐世保線（早岐～佐世保間）
松浦鉄道
 - (2) 通勤途上において、路線バス又は鉄道が運休している場合
 - (3) 道路の決壊、冠水等により自動車による通勤が危険と認められる場合
 - (4) 強風、物の落下、土砂の崩落等により通勤が危険と認められる場合
 - (5) 通勤途上の地域で大雨特別警報が発令された場合
- 3 第1項第2号中「所属長等に連絡するものとする」とは「教員にあっては、学科長又は事務部に、その他の職員にあっては、直属の上司又は事務部に連絡するものとする」として運用する。
- 4 第4項第1号中「高波又は高潮により出勤することが著しく困難であると認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 通勤途上において、当該事由により路線バス又は鉄道が運休している場合
 - (2) 道路の決壊、冠水等により自動車による通勤が危険と認められる場合
 - (3) 通勤途上の地域で波浪特別警報又は高潮特別警報が発令され、通勤時に職員の身体に危険が及ぶと認められる場合

附 記

この取扱いは、平成30年11月28日から施行する。